

令和8年度甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ
作成業務委託

特記仕様書

令和8年 7月
甲州市 総務課

第1条（業務の目的）

平成27年の水防法改正により、市町村は想定最大規模の降雨を前提として河川管理者等が公表する浸水想定区域を踏まえて、これに応じた避難方法等について市民に適切に周知することが求められている。本市では、令和2年3月に「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、住民への周知を図ってきたところである。

本業務では、当該ハザードマップの作成後に山梨県が新たに公表した浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の資料に加えて、令和5年5月26日に山梨県が公表した「山梨県地震被害想定調査結果」（地震動、液状化危険度等）を基礎資料とし、これらの最新の情報を反映するとともに、浸水、土砂災害及び地震に関する情報と市民の避難に関する情報を分かりやすく取りまとめたハザードマップを更新するものである。これにより、災害発生時における市民の適切な避難行動を促し、もって人的被害を回避又は最小限にとどめることを目的とする。

第2条（適用）

本仕様書は、甲州市（以下、「発注者」という）が本業務を委託する相手方（以下、「受注者」という）に委託する「令和8年度甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

- 2 本業務において作成するハザードマップは、洪水及び土砂災害に関する情報のほか、地震（地震動、液状化危険度等）に関する情報を含むものとする。

第3条（関係法令等）

本業務は、次に掲げる最新版の関係法令に準拠して行うものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）災害救助法
- （3）水防法
- （4）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （5）大規模地震対策特別措置法
- （6）建築物の耐震改修の促進に関する法律
- （7）地理空間情報活用推進基本法
- （8）個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）
- （9）水害ハザードマップ作成の手引き
- （10）水害ハザードマップ作成チェックシート（洪水）
- （11）土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- （12）避難情報に関するガイドライン
- （13）中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）
- （14）浸水想定区域図作成マニュアル
- （15）宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針防災基本計画
- （16）防災基本計画
- （17）山梨県地域防災計画
- （18）甲州市地域防災計画
- （19）山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日公表）

(20) 甲州市財務規則

(21) その他本業務に係る法令、指針、計画等

第4条（業務項目）

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) ハザードマップ構成の検討
- (4) ハザードマップ素案の作成
- (5) ハザードマップ修正案の作成
- (6) ハザードマップ全域図面の作成
- (7) 事前防災に係る検討
- (8) 住民説明会支援
- (9) 業務成果とりまとめ
- (10) 打ち合わせ協議

第5条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書立案・作成するものとする。

業務計画書は発注者に提出し、その承認を得るものとする。

第6条（調査手法）

本業務は、地図に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工し、高度な空間分析を行うとともに、その結果を視覚的に表現させながら複数のマップレイアウトを作成する必要があるため、GIS技術を活用して調査を進めなければならない。そのため、本業務の作成する地図に関するデータは、ファイル構造がすべて公開されている、Shapeファイルの基本とするが、ファイルサイズ等を考慮し、必要に応じてファイルジオデータベースで作成するものとする。

なお、座標系については、世界測地系（測地成果2011）にて作成するものとする。

第7条（資料収集整理）

ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のため、必要な資料を収集・整理するものとする。

第8条（打合せ協議）

本業務を円滑に進めるために、打合せ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時3回及び業務完了時の5回を基本として、その他必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せの内容については、打合せ協議簿として、受注者が作成した上で、発注者に提出し、その内容について承諾を得るものとする。

第9条（関係官公庁等との協議）

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

第10条（ハザードマップ構成の検討）

受注者は、水害ハザードマップ作成の手引き、他自治体の最新のハザードマップ等を参考に、本業務で作成するハザードマップ（洪水、土砂災害、及び地震に関する情報を含む。以下同じ。）の紙面構成について検討するものとする。

2 ハザードマップは、A4版の冊子と、ページ構成は合計44ページ程度とする。詳細は発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

3 構成の検討に当たっては、以下に示す内容を十分に検討することとする。

（1）図割・表示縮尺の検討

（2）記載事項の検討

住民等が主体的に迅速かつ的確な避難行動を選択できるように「地図面」「学習情報面」に必要な記載事項や地域特性上必要と思われる事項について住民等の立場に立って検討し、掲載情報を整理することとする。

ア 地図面・掲載事項

地図面は、発注者と協議し決定した内容を視覚的に分かりやすく表示し、検討するものとする。

イ 学習情報面・掲載事項

（ア）避難活用事例

（イ）災害学習情報

（ウ）新たに発令される防災気象情報及び避難基準等

（3）ユニバーサルデザインへの配慮

高齢者、色覚に多様性のある方、外国人住民等を含む全ての住民が、避難に必要な情報を容易に理解できるよう、次の事項に配慮するものとする。

ア カラーユニバーサルデザイン（色覚の多様性に配慮した配色とし、色のみならず、模様、文字、記号等を併用すること。）

イ ユニバーサルデザインフォントの使用及び読みやすい文字サイズの確保

ウ やさしい日本語の使用並びに必要な応じたふりがな及び多言語表記

エ ピクトグラム等の活用による直感的に理解しやすい紙面構成

第11条（ハザードマップ素案の作成）

受注者は、前条で検討した事項を基にハザードマップ素案を作成するものとする。

2 受注者は、作成した素案を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けるものとする。

第12条（ハザードマップ修正案の作成）

受注者は、前条の素案に対する発注者の意見を反映させたハザードマップ修正案を作成するものとする。

2 受注者は、修正案について発注者と協議の上、最終原稿を作成するものとする。

第13条（住民説明会支援）

ハザードマップ利用者である住民に対し、市が実施する住民説明会支援を1回以上行うものとする。

第14条（事前防災に向けた検討作業）

本業務で追加された浸水想定区域図及び既存の全体河川における洪水浸水想定区域図等をもとに事前防災に向けた検討作業を提案するものとし、作業内容を踏まえ、報告書として取りまとめるものとする。

第15条（業務成果とりまとめ）

本業務で実施した全ての工程の経緯や結果、および得られた考察等を取りまとめ、最終報告書を作成するとともに、各種成果品を完成させるものとする。

第16条（成果品）

本業務の成果品は以下とする。

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| （1）報告書 | 1部 |
| （2）ハザードマップ冊子原稿（A I形式、PDF形式） | 1式 |
| （3）ハザードマップ冊子（洪水、土砂災害及び地震に関する情報を含む。） | 15,000部 |
| （4）ハザードマップ全域図面 | 100部 |
| （5）本業務で作成した各種GISデータ | 1式 |

2 前項第3号のハザードマップ冊子の仕様は、次のとおりとする。

- （1）判型 A4判（44ページ程度）報告書
- （2）色数 表紙及び本文ともフルカラー（4色刷り）
- （3）用紙 マットコート紙
- （4）製本 中綴じ又は無線綴じ

3 前項第4号のハザードマップ全域図面の仕様は、次のとおりとする。

- （1）用紙 ポスター用紙又はコート紙
- （2）寸法 発注者と協議の上、決定する。

4 第2項及び第3項に定める仕様の詳細は、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

第17条（成果品の審査及び納品）

受注者は、業務完了後に、発注者の審査を受けなければならない。成果品の審査において、訂正を指示された箇所については、ただちに訂正しなければならない。本業務の検査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

なお、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第18条（工程管理）

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第19条（納期及び納入場所）

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

納期：令和9年3月26日まで

納入場所：甲州市役所 総務課

第20条（提出書類）

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定める書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更するときは、その都度承諾を受けるものとする。

第21条（再委託）

受注者は、本業務における以下の主たる部分を第三者へ委任し、又は再委託をしてはならないものとする。

（1）事前防災に係る検討

（2）住民説明会支援

但し、受注者は、発注者が認める上記以外の業務の一部を第三者に委任し、再委託しようとする時は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

第22条（秘密の保持）

本業務の実施にあたり、直接的及び間接的に知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らし、又は他に公表してはならない。本業務の完了後においても同様とする。

2 受注者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び発注者の関係規程を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

第23条（成果品の帰属）

受注者は、本業務で得られた成果品の著作権、ならびに二次的著作物の利用に関する権利を発注者に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。ただし、受注者が従前より所有する汎用的なソフトウェア、データベース、基盤技術、または他の業務にも利用可能な形式で開発された部分については、その著作権は受注者に留保されるものとする。

2 受注者は、前項により譲渡した成果品に係る著作者人格権を、発注者及び発注者が指定する者に対して行使しないものとする。

第24条（疑義の解釈）

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。